

市内で事業を継続するために
業態転換にチャレンジしたい！
人事労務制度を構築したい！
事業承継をしたい！
新たな設備を導入して生産性をアップさせたい！
新商品、新メニューの開発をしたい！
など、がんばる中小企業を支援します。

犬山市



令和5年度

事業継続支援補助金

無料相談のご利用だけでもOK! まずはご相談を。

中小企業自らが取り組む**新商品の開発、業態転換、事業承継等**に対して、市が委託する**中小企業診断士※**による支援を受け**経営計画を策定**していただけます。その後経営計画の実現に必要なコンサルタント等の**専門家の支援を受けるために必要な費用**や**設備投資費用**の一部を助成します。相談から、計画実現の支援までをワンストップで支援します。

※経営コンサルティングに関する国家資格であり、中小企業の経営課題に対応する診断・助言を行う専門家。

— 補助制度の概要 — (経営計画の策定が必須です)



対象者：市内の事業所で1年以上事業を継続している中小企業者
(中小企業者：中小企業基本法第2条第1項の規定による。従業員数5人以下の小規模企業者を含みます)

補助内容：経営計画実現のために必要な費用の一部を補助します。
具体例は裏面をご覧ください。



補助メニュー	① 専門家による支援補助	② 設備投資補助
補助率	1 / 2	1 / 2
補助上限額	50万円 / 件	100万円 / 件 ※ 50万円以上の設備投資が必要 (小規模企業者は15万円以上)
	①②を併用する場合、上限額は 合計で100万円 となります。	
申請期限	令和6年1月31日	令和5年10月31日

- ・年度内に実施（設備の導入等）し、支払いも含めて完了する事業に限ります。
- ・交付決定前に着手した事業は、補助の対象になりません。
- ・市内で事業を継続するために、市内で実施する取り組みに限ります。
- ・国等の補助金の補填として当補助金を利用することはできません。
- ・令和4年度に補助金の交付を受けた企業は対象外となります。
- ・対象となる設備等については一定の要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

申請期限内でも予算額に達した場合、受付を終了します。

具体的な活用方法は裏面を御覧ください。

この制度に関するお問い合わせ・申込先 犬山市役所3階 産業課 商工担当
☎0568-44-0340 詳細は、市ホームページでページ番号1007848を検索

こちらのQRコードからもご覧いただけます。



—補助金利用の流れ—

令和5年度



★STEP1 経営計画の策定

市が委託する中小企業診断士の支援（4回程度）を受けながら自社の経営計画を策定します。※1

★STEP2 補助金の申請

市に補助金の申請を行います。※2
交付決定までお待ち下さい。

★STEP3 経営計画の実行

経営計画を実行します。

※専門家支援の場合、アドバイザーは自ら選定する他、中小企業診断士にコーディネートを依頼することもできます。（実績報告の提出必要※3）

- ※1 自社の経営状態や解決したい経営課題、今後の計画について示していただきます。（A4 2枚程度）
- ※2 詳細な補助金申請の手続きは、犬山市役所産業課商工担当までお問い合わせください。
- ※3 補助金の支払いは、実績報告の提出後となります。（最終報告期限 令和6年3月21日）



—制度の活用イメージ—

全業種 共通

- ・社労士の支援を受けて新たに人事労務制度を構築する。
- ・事業承継についてのアドバイスや支援を受ける。
（愛知県事業承継引き継ぎ支援センターと連携しています。）
- ・税理士の支援で資金繰りや財務管理のシステムを構築する。
- ・専門家の支援でマーケティングや販売管理の仕組みづくりを行う。
- ・専門家の支援を受けて新業態開発、新分野展開を図る。

小売業 卸売業

- ・営業マンの育成と採用の強化のため、専門家によるマニュアルの作成や、指導を受ける。
- ・戦略的な販売、在庫管理などについてコンサルティングを受ける。
- ・新業種、新業態に転換するために専門家の指導を受ける。

サービス業 飲食業

- ・デザイナーに改装デザインを描いてもらう。
- ・SNS活用とWEB改善にコンサルタントの指導を受ける。
- ・専門家と一緒に新商品、新メニューを開発する。

製造業

- ・コンサルの指導で製造上のネック工程を見出しQCDの工場を図る。
- ・コンサルの指導で生産の管理を見直し納期の集中をなくす。
- ・コンサルの支援で業務のIT化、ビジュアル化を図る。
- ・新たな製造設備を導入し、新たな販路開拓を図る。

様々な専門家を アドバイザーとして 活用できます

社会保険労務士
税理士、弁護士
行政書士、医師
中小企業診断士
コンサルタント
カウンセラー、建築士
デザイナー、など

※アドバイザーの選定にあたっては、担当となる中小企業診断士にご相談ください。

新たな設備投資に 活用できます

導入する設備について補助金を活用する場合は、個別に審査する必要がありますので、まずはご相談ください。

この制度を活用し取り組みを行った実例

【製造業】米国市場への事業展開に向け、デザイナーによる海外向けデザインの指導を受けると共に、輸出時の課題解決の為に新たな設備を導入した。

【建設業】新たな事業展開による顧客開拓のための設備導入と、新事業の認知拡大のため販促用パンフレットを作成した。

【サービス業】社会保険労務士に会社組織のあり方の見直しを依頼し、従業員のモチベーション向上と、労働環境の改善を図った。

